

大垣市文教協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大垣市文教協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大垣市教育委員会事務局に置く。

(目的)

第3条 本会は、本市の教育尊重の伝統に鑑み、いよいよその風尚を作興し、本市の教育の振興及び充実を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学校教育、幼児教育及び保育の振興に関する事項

① 会員の資質向上を図る事項

- ・各種研究会の開催
- ・教育に関する視察調査
- ・講演、講習会及び研究発表
- ・教育学芸の研究に対する助成

② 学校運営の改善に関する事項

③ 施設及び設備の充実にに関する事項

(2) 社会教育及び家庭教育の振興に関する事項

(3) 教育の社会的な推進に関する事項

① 教育施設に対する世論の喚起

② 教育に関する諸団体との提携

(4) 機関紙発行に関する事項

(5) 教育資料の収集に関する事項

(6) 郷土文化の研究調査に関する事項

(7) 郷土出身の偉人顕彰に関する事項

(8) 教育功績者の表彰に関する事項

(9) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

(1) 普通会員 大垣市内の学校教育、幼児教育及び保育関係の職員であつて会費を納入する者

(2) 賛助会員 大垣市内のPTA会員、大垣市及び大垣市教育委員会事務局の職員の中

で、本会の趣旨に賛成し、経費の一部を負担する者

(3) 特別会員 本会の趣旨に賛成し、経費の一部を負担する者

(4) 名誉会員 次のいずれかに該当し、会長の推薦した者

① 学識名望のある者

② 大垣市の教育に功績のある者

③ 本会に功労のある者

(入会又は退会)

第6条 本会の入会又は退会は、その旨を本会に届け出るものとする。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第7条 本会に次の役員及び職員を置く。

(1) 役員

① 会長 1名

② 副会長 3名

③ 理事 若干名

④ 監事 3名

⑤ 代議員 若干名

(2) 職員

① 主事 1名

② 幹事 若干名

(選任)

第8条 会長、副会長及び監事は、代議員会において選任する。

(理事)

第9条 理事は、会長が普通会員、賛助会員及び特別会員の中から推薦した若干名とし、代議員会の承認を得るものとする。

(代議員)

第10条 代議員は、会長が普通会員、賛助会員及び特別会員の中から推薦した若干名とする。

(職員の任免)

第11条 職員は、会長が理事会に諮って任免する。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第12条 本会に名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、相談役及び顧問は、代議員会の議決により会長が委嘱する。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、本会則所定の事項を行う。
- 4 監事は、本会の会計に関する業務執行の状況を監査し、それを代議員会に報告する。
- 5 代議員は、代議員会を組織し、本会則所定の事項を議決する。
- 6 主事は、会長の命を受けて会務一切を掌理する。
- 7 幹事は、主事を助けて、会務の執行にあたる。
- 8 名誉会長、相談役及び顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べる。

(役員任期)

第14条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務員)

第15条 本会の事務を処理するため、必要な事務員を置くことができる。

第4章 会議

(総会)

第16条 会長は、毎年1回総会を招集する。ただし、会長が必要を認め、又は代議員会の決議による場合は、臨時総会を招集することができる。

2 総会は、次の事項を行う。

- (1) 会則の変更の議決
- (2) 事業計画及び収支予算の報告
- (3) 事業報告及び収支決算の報告
- (4) 教育に関する討議及び研究発表
- (5) 教育に関する講演
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(代議員会)

第17条 会長は、代議員会を招集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する会則の変更案
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任並びに理事の承認
- (5) 会費の額
- (6) 代議員発案事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(議決)

第18条 総会及び代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(理事会)

第19条 会長は、理事会を招集し、議長となり、次の事項を議決する。

- (1) 代議員会に付議すべき事項

- (2) 代議員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会長の提案する事項の執行に関する事項
- (4) その他会務の執行に関する事項

第5章 資産及び会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(費用弁償の額)

第22条 本会の役員及び会員が、職務のため旅行したときは、大垣市の職員等の旅費に関する条例の規定の例により、一般職の職員の旅費に相当する額を弁償する。

(手当)

第23条 主事及び幹事には、手当を支給することができる。

2 事務員を置く場合は、これに準ずる。

第6章 雑則

(細則)

第24条 本会則の施行について必要な細則は、代議員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、昭和39年11月7日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月26日から施行する。

大垣市文教協会会則施行に関する細則

第1章 会員

(名誉会員の会費)

第1条 名誉会員は、会費を負担しない。

(会員名簿の作成)

第2条 会長は、毎年4月1日に次の事項によって会員の名簿を作成しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 職名
- (3) 住所

第2章 資産及び会計

(会費の納入)

第3条 会費は、毎月分をその月の25日までに納入する。ただし、まとめて納入することができる。

(予算運用)

第4条 本会の予算運用について、次のように定める。

- (1) 会長は、臨時又は緊急に款の追加又は更生を必要とするときは、理事会に諮ってこれを行うことができる。
- (2) 会長は、項の流用を行うことができる。

(剰余金)

第5条 決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(監査)

第6条 監事は、予算経理について、年1回監査を行う。ただし、特に必要と認めるときは、さらに追加して行うことができる。

附 則

この細則は、昭和39年11月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年5月26日から施行する。